

窓口対応（配布可）

業として写真又は映画を撮影する際の注意事項

- (1) 「公園内での撮影の申請について」の手順に基づき、公園管理者の許可を受けること。
- (2) 公園内行為許可申請を行う前に、撮影の概要（日時や撮影場所、目的（掲載媒体）、撮影規模（人数））や企画内容（絵コンテ・台本等）の分かる書類を提出すること。
- (3) 許可時間は、原則として、平日 9:00～17:15 の時間内であること。
ただし以下に掲げるものは除く
 - ア 公園のPR効果が高いと認められる撮影
 - イ 市のPR効果が高いと認められる撮影
 - ウ その他、公共性がある撮影
- (4) セット等の設置、火薬類、火気を用いるものを含まないこと。
 - ・セットとは、大型発電機、大型レフ板（150×100 センチメートル以上）等（人力のみで運搬できない機材（レール・タワー・クレーン等）を含む）とする。
 - ・その他、仮設するもので公園利用の妨げとなるものは設置できない。
- (5) 参加者を募って写真・映像等の撮影（撮影会）でないこと。
- (6) 近隣住民に影響を及ぼす恐れのある撮影の場合は、申請者が近隣・自治会等への事前の周知を行う。また、苦情については申請者で対応すること。
- (7) 次に掲げる事項（公園内で禁止されている事項）を含まないこと
 - ア 都市公園法及び都市公園条例で禁止されている行為
 - イ 花火・焚き火・キャンプファイヤー等の火気使用シーン
（火気使用シーンの撮影は、通常火気の取扱を許可している区域でのみ可）
 - ウ 車両（自動車・オートバイ・自転車等）の乗り入れ及び乗車シーン
 - エ 暴力・乱闘・ヌード等、公序良俗に反し、公園のイメージを損なう撮影
 - オ 動物を伴ったの撮影（ノーリードの犬を使ったシーン等）
 - カ 申請したエリア以外での撮影
 - キ 公園利用者の公園利用を制限する行為（通行規制、撮影エリアの立入規制等）を伴う撮影
 - ク その他、一般来園者の迷惑となる行為
（大音量や臭気を伴う撮影・大規模な場所取り・アンケート・危険行為など）
 - ケ 公園内の施設・財産（植物等を含む）の変更（配置の変更等を含む）を伴う撮影
 - コ 公園施設（樹木・ベンチ等）を破損等する恐れのある撮影
- (8) 公園指定区域外の行為であっても、公園内と一体で行われる撮影は公園内行為とみなす。